

文部科学省共済組合員のみなさま・ご家族のみなさまへ

団体傷害保険

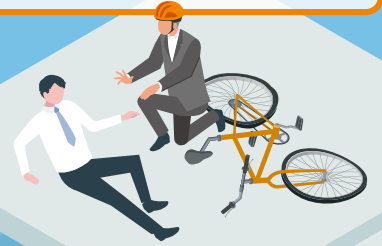
短期組合員さま
も加入できます

この商品は、傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセット、団体総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

ケガをした



あやまって人に
ケガをさせた



あなたの
暮らしに
選べる安心

病気で入院



介護が
必要となった

SNSで
法的トラブルにあった



大切な物が
壊れた



既加入の皆さまへ

出向・退職者プランが、
現役プランと
同一の補償になりました。



詳細はこちら

特に、旧プラン(P0～P6、F1～F2、K1～K3コース)にご加入の方は、
現役期間中に本パンフレット掲載の新プランへの変更をおすすめします。

変更を
おすすめ
する理由

- ① 出向・退職後も、現役プランの補償内容を継続!
 - ② 同一の補償を継続する場合、手続きがスムーズ!
- (注) 病気・介護の補償は、告知書提出不要で継続可能です。

詳しくは二次元コードより、詳細版パンフレットP.13をご確認ください。

団体のスケールメリットにより

個人で加入するよりも **お得**

月々の保険料

760円～

※(1-大口割引10%)×
(1-過去の損害率による割引15%)×
(1-団体割引30%) (ケガの補償の場合)

団体割引
約 **46%**
適用

申込締切日

2026年 **10月30日** 金

加入申込カード
提出先

共済事務
担当課・係

保険期間

2026年 12月1日 (午後4時) ▶ 2027年 12月1日 (午後4時)

ご存知ですか？

数字で見るリスクの時代

誰もが当事者になりうる、
知られざる現実

法的
トラブル
のリスク

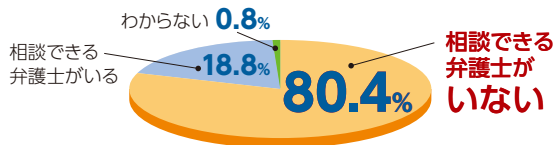
あなたの身の回りで**法的トラブル**が
起こったことが『**ある**』と答えた方、

約**6.5人**に**1人**

出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」

(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

そのうち、
「相談できる弁護士がいない」が**80.4%**

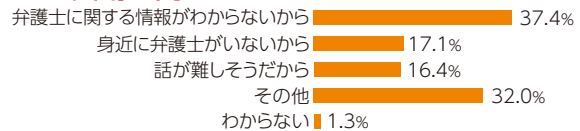


出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパンにて作成
全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数1,684人



「相談したいけれど費用が高そう」と
感じている人が約**6割**

費用が高そうだから **62.8%**



出典：平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

賠償責任
のリスク



自転車事故は

約**8分**に**1件**

の割合で**発生**しています！

全国の自治体で
自転車保険*への**加入義務化**が
進んでいます。(2024年4月1日現在)

※個人賠償責任補償特約



自転車事故の**20%以上**が**加害事故**であり、
高額な賠償事案が発生した場合、**数千万円単位**の
賠償金の支払いを求められることもあります。

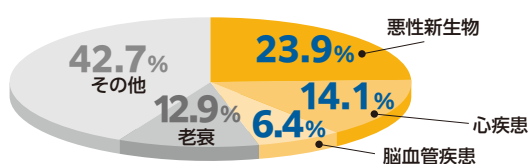
高額賠償事例 **賠償額 9,521万円**

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

出典：国土交通省「自転車損害賠償責任保険等への加入促進について」、日本損害保険協会「知っていますか？自転車の事故 ～安全な乗り方と事故への備え～」

病気
のリスク

日本人の約**2人**に**1人**が
三大疾病で**死亡**



一生で「がん」と
診断される確率の割合は **男性 61.1%** **女性 50.1%**

出典：厚生労働省「令和6年 人口動態調査」
国立がん研究センター がん情報サービス「最新がん統計」/
国立がん研究センター がん情報サービス「がん統計」(令和5年)をもとに作成

介護
のリスク

2040年問題の令和22年には
高齢者の約**3人**に**1人**が
認知症に！

日本の少子高齢化がピークを迎えるとされる「2040年問題」の令和22年には、
介護や医療の現場への影響がいつそう深刻になると見込まれています。

■わが国における認知症の患者数と有病率の将来推計

	患者数の推計値(95%CI)	有病率(95%CI)
2022年	443.2万人(418.0-468.4)	12.3%(11.6-13.0)
2025年	471.6万人(443.3-500.0)	12.9%(12.1-13.7)
2030年	523.1万人(492.7-553.6)	14.2%(13.3-15.0)
2035年	565.5万人(533.5-597.5)	15.0%(14.1-15.8)
2040年	584.2万人(551.0-617.3)	14.9%(14.0-15.7)

出典：内閣府「認知症施策推進関係者会議(第2回)」(令和6年5月8日)

文部科学省共済組合福祉事業の『団体傷害保険』は、 日常生活の危険を幅広く補償します。

ケガの補償

転倒し、骨折した。

保険金お支払い額の例

30,000円

(A1～A4コース、通院10日、外来の手術の場合)



自動車と接触して
入院した。

保険金お支払い額の例

120,000円

(AA1～AA4コース、入院10日、入院中の手術の場合)



急激かつ偶然な外来の事故によりケガ※をされた場合に、保険金をお支払いします。 **国内・国外とも補償**

■ケガによる死亡・後遺障害・入院・通院を補償します。 ■O-157などの特定感染症による後遺障害・入院・通院等も補償します。

※地震・噴火またはこれらによる津波でのケガも補償します。

※身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

携行品損害の補償

旅行中にカメラを落として破損した。



保険金お支払い額の例 **47,000円**
(修理費5万円 - 自己負担額3千円)

携行品が偶然な事故により損害が生じた場合にお支払いします。



※自己負担額1事故につき3,000円

※自動車、自転車、サーフボード、釣具、携帯電話、パソコンなどは対象となりません。

賠償責任の補償

自転車で通行人に衝突し、
ケガをさせた。



保険金お支払い額の例 **4,750,000円**
(A2.A4.AA2.AA4コース、賠償額475万円の場合)

他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊した等によって負担する法律上の損害賠償金や費用(訴訟費用等)をお支払いします。

水トラブルで階下に漏水 飼い犬が隣人を噛んだ など

■自己負担額なし、示談交渉サービス(日本国内のみ)、同居のご家族の事故も補償

弁護士費用の補償

SNS上でいわれもない誹謗中傷にあい、
精神的苦痛を受けた。



保険金お支払い額の例 **369,000円**
(弁護士委任費用40万円 - 自己負担額10%)
(法律相談費用1万円 - 自己負担額1千円)

人格権侵害や被害事故に関するトラブル、遺産分割調停・離婚調停などに対応するための弁護士費用をお支払いします。

(A3.A4.AA3.AA4コース)

いじめ ストーカー インターネット詐欺 など

オプション

病気の補償

がんを発症し、
入院中に手術を行った。

保険金お支払い額の例 **1,350,000円**
(S2コース、がんと診断、入院15日、入院中の手術の場合)



■疾病を被り入院を開始した場合や所定の手術を受けた場合、先進医療を受けた場合に、保険金をお支払いします。

■三大疾病となり、下記の状態となった場合に100万円をお支払いします。

がん(悪性新生物)

- 初めてがんが診断確定された場合
- がんが完治した後、初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合
- 新たながんが生じた診断確定された場合

急性心筋こうそく

急性心筋こうそく(再発性心筋こうそくを含みます。)により入院した場合

脳卒中

脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)により入院した場合

介護の補償

生活をするうえで
見守りや介助が必要となり、
要介護2の認定を受けた。

保険金お支払い額の例 **300万円**
(N1コース)



■公的介護保険制度における要介護2から5までに該当する認定を受けた場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態※となり、90日を超えて継続した場合に300万円をお支払いします。

■認知症と診断確定されたとき、一時金300万円をお支払いします。

※損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

SNSトラブルや、こどものいじめなど、 深刻化する法的トラブルから ご家族を守るために、しっかりサポート!

弁護のちから

弁護士費用の補償

次の法的トラブルなどで、弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用^(※1)と、弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用^(※1)を補償します。

被保険者ご本人だけでなくお子さま^(※2)も対象のトラブル

①人格権侵害^(※3)

- こどもがいじめにあい、
不登校の状態になった。
- 昔の交際相手から
ストーカー行為をされている。
- 電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する
自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、
本物といつわられて、
偽物のブランド品を売りつけられた。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの
家主から正当な理由もなく
立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより
家具にカビが生えてしまったが、
家主が修理してくれない。



被保険者ご本人のみ対象のトラブル

④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、
調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に
相続させるとした遺言を残して
亡くなり、自分が相続できる
権利が侵害されたため、
調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停^(※4)

- 夫婦間での協議がまとまらず、
調停で離婚手続きを
進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための
養育費の額について
夫婦間の折り合いがつかないため、
調停で離婚手続きをすることとなった。
初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- × 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- × 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- × 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または
人格権侵害に関するトラブル
- × 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- × 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

(※1) いずれの費用(保険金)も弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

(※2) 被保険者が親権を有する、未成年の子が対象となります。

(※3) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※4) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

(注) 詳しい補償内容は詳細版パンフレットの4~5ページをご覧ください。

『団体傷害保険』は、ご家族も加入できるので、
ご希望に合わせて最適な補償を
お選びいただけます。



団体のスケールメリットを活かした割引で
ご家族のみなさまもお得に!

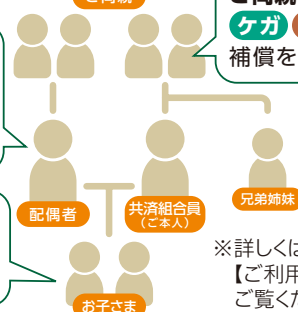
※ご家族だけではご加入いただけません。

例えば・・・

ご本人
配偶者さまには
ケガ 病気 介護 の
補償を・・・

ご両親

ご両親さまには
ケガ 介護 の
補償を・・・



お子さまには
ケガ 病気 の
補償を・・・

※詳しくは裏表紙の
【ご利用条件】を
ご覧ください。

保険内容とご加入コース

※(1-大口割引10%)×(1-過去の損害率による割引15%)×(1-団体割引30%) (ケガの補償の場合)

団体
割引

46%
適用

『弁護士費用の補償』のついたコースがおすすめです!

基本補償									
ご加入コース		A1	A2	A3	A4	AA1	AA2	AA3	AA4
ケガ の補償※1	死亡・後遺障害	300万円				600万円			
	入院保険金日額	3,000円				6,000円			
	手術保険金	入院中の手術:3万円 外来の手術:1.5万円				入院中の手術:6万円 外来の手術:3万円			
	通院保険金日額	1,500円				3,000円			
携行品損害の補償 携行品損害(自己負担額1事故につき3,000円)		10万円(期間中限度額)				20万円(期間中限度額)			
賠償責任の補償 個人賠償責任補償特約		—	3億円	—	3億円	—	3億円	—	3億円
弁護士費用 の補償※2 ※3 弁護のちから	弁護士委任費用 (自己負担割合10%)	—	—	通算300万円限度		—	—	通算300万円限度	
	法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円)	—	—	通算10万円限度		—	—	通算10万円限度	
月額保険料		760円	880円	1,280円	1,400円	1,490円	1,610円	2,010円	2,130円

＋ オプションをお選びください

ご加入コース		S1	S2
病気 の補償	疾病入院保険金日額	5,000円	10,000円
	疾病手術保険金	【重大手術の場合】入院保険金日額の40倍 【重大手術以外の場合】 入院中の手術:入院保険金日額の20倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	
	先進医療等費用	500万円までの実費	
	三大疾病診断保険金	100万円	
	免責入院日数/なし(0日)、 入院支払限度日数/180日、保険期間1年、 手術保険金倍率変更特約・重大手術保険金倍率変更特約セット		
月額保険料		年齢区分 (12月1日時点※)	
		5～9歳	240円 450円
		10～14歳	200円 380円
		15～19歳	200円 380円
		20～24歳	300円 550円
		25～29歳	460円 830円
		30～34歳	610円 1,080円
		35～39歳	750円 1,260円
		40～44歳	960円 1,510円
		45～49歳	1,340円 2,050円
		50～54歳	1,870円 2,810円
		55～59歳	2,800円 4,200円
		60～64歳	3,950円 5,880円
ご加入コース		N1	
介護 の補償	介護一時金	300万円	
	認知症一時金	300万円	
月額保険料		年齢区分 (12月1日時点※)	
		0～39歳	1,020円
		40～44歳	1,040円
		45～49歳	1,100円
		50～54歳	1,200円
		55～59歳	1,870円
		60～64歳	2,840円
		65～69歳	4,670円
		70～74歳	9,580円
		75～79歳	19,250円

※ 年齢区分は、被保険者の2026年12月1日時点の満年齢が基準となります。

※1 「ケガの補償」は、天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払い変更に関する特約がセットされています。

※2 弁護士費用の補償があるA3・A4・AA3・AA4コースは、12月1日時点で満18歳未満の未成年者を被保険者に指定できません。

※3 弁護士費用の補償の対象となるトラブルのうち、①～③のトラブルは、被保険者ご本人だけでなくお子さま(被保険者が親権を有する、未成年の子)も対象となります。

被保険者の範囲や加入対象者について

項目	被保険者(補償の対象となる方)の範囲	新たにご加入いただける方の年齢制限
ケガの補償 携行品損害の補償	被保険者ご本人	
賠償責任の補償※1	① 被保険者ご本人 ② 被保険者本人の配偶者 ③ 被保険者本人またはその配偶者の同居の親族 ④ 被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚の子(婚姻歴のない方) ⑤ 被保険者本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。	年齢制限なし
弁護士費用の補償	① 被保険者ご本人 ・人格権侵害・被害事故・借地・借家・遺産分割調停・離婚調停 ② 被保険者本人と被保険者が親権を有する未成年の子※2 ・人格権侵害・被害事故・借地・借家	満年齢※3が 18歳～年齢制限なし
病気の補償	被保険者ご本人	満年齢※3が5歳～69歳まで
介護の補償	被保険者ご本人	満年齢※3が0歳～79歳まで

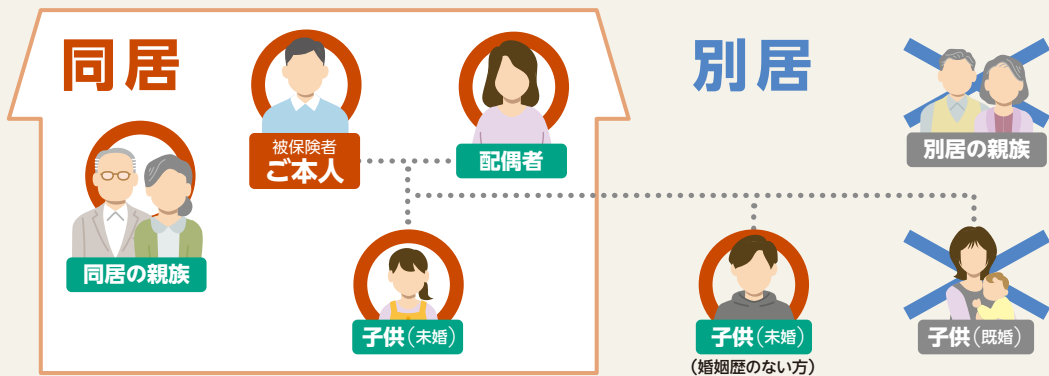
※1 賠償責任の補償は、被保険者の範囲をご確認のうえ、重複加入にご注意ください。

※2 人格権侵害・被害事故・借地・借家に関するトラブルは、被保険者ご本人だけでなく未成年の子も対象となります。

※3 被保険者ご本人の2026年12月1日時点の満年齢

賠償責任の補償の被保険者範囲について

被保険者ご本人から見て、○印の範囲が対象となります。重複加入にご注意ください。



保険金請求方法

万が一の事故の際は、「団体傷害保険事故通知専用サイト」より通知する事故をお選びいただき、各記入フォームにご入力のうえ、送信ください。

団体傷害保険事故通知専用サイト
<https://www.d-seiwa.co.jp/form/>

第一成和 団体傷害保険 事故報告 検索



事故専用ダイヤルからも受け付けております。 第一成和事務所 事故専用ダイヤル: 0120-772-831

●この【ダイジェスト版】パンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、団体傷害保険専用HPに掲載しております【詳細版】パンフレットをご確認いただくか、取扱代理店までお問い合わせください。

●後日お送りするご加入内容のお知らせは大切に保管してください。また、3か月を経過してもご加入内容のお知らせが届かない場合は、第一成和事務所までご照会ください。

詳しくは専用ホームページをご覧ください。

<https://www.d-seiwa.co.jp/mext/data/index.php>

第一成和 団体傷害保険 検索



補償内容・各種手続きに関してのご相談窓口

■取扱代理店

株式会社第一成和事務所（指定代理店）

〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1-12-3 Daiwa日本橋馬喰町ビル3階

お問合せダイヤル: 0120-100-492 受付時間: 平日 9:00～17:30

事故専用ダイヤル: 0120-772-831

■取扱代理店

株式会社潮見サービス

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町3-38第5東ビル902

TEL: 03-5822-5651 受付時間: 平日 9:00～17:00

FAX: 03-5822-5652

■引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社（幹事） 公務文教営業部 文教室

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL: 050-3808-5536 受付時間: 平日 9:00～17:00

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間: 24時間365日)